

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・ 使用料収納事務の委託	管 財 課
○ 県政情報コーナー及び行政資料コーナー設置要綱の一部改正	県 民 セ ン タ ー
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・ 漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	〃

告 示

長崎県告示第613号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり県庁舎駐車場棟における使用料収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年10月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎市御船蔵町1番20号
氏名 株式会社星光 代表取締役 城 健次
- 3 委託事務
長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例(昭和39年長崎県条例第29号)別表第3に規定する外来者駐車場使用料の収納事務
- 4 委託期間
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

長崎県告示第614号

県政情報コーナー及び行政資料コーナー設置要綱(平成4年長崎県告示第1079号)の一部を次のとおり改正し、令和5年10月1日から適用する。

令和5年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(行政資料の複写) 第6条 略 2 複写に要する費用(消費税額及び地方消費税額を含む。)については、次のとおりとする。 略	(行政資料の複写) 第6条 略 2 複写に要する費用については、次のとおりとする。 略

3 略	3 略
-----	-----

長崎県告示第615号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたとしたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和5年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
宇久小値賀第1加入区	笛吹郷西の区域の小型合併漁業（主として沖合曳縄を営む漁業で使用する漁船の総トン数が5トン以上10トン未満であるものをいう。）
宇久小値賀第1加入区	斑島郷の区域の小型合併漁業（主として沖合一本釣り及び延縄を営む漁業。）

長崎県告示第616号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めたとしたので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和5年9月26日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区 の 名 称	加 入 区 の 区 域	漁 業 の 区 分
のり有明、のり国見町加入区	有明漁業協同組合及び諫早湾漁業協同組合の国見支所の地区	のり養殖業

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリン
田宏
弥ト